

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する意見書

久米島町域内の鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場は、日米地位協定に基づく空対地射爆撃訓練場となっている。

鳥島射爆撃場は、これまでの米軍による実弾射爆撃訓練により島の形状は大きく変貌し、島が消滅しつつある。また、周辺海域では、ハリヤー機の墜落事故や劣化ウラン弾使用、浮き漁礁（パヤオ）での操業中の漁船への米軍機による操業妨害、爆弾の誤投下等、事件事故が多発し、漁業従事者や県民に大きな不安を与えている。

久米島射爆撃場は、オーハ島東方に位置し、久米島観光の名所となっている東洋一のリーフや八テの浜、もずくの養殖場等があることから極めて危険な状況にある。両射爆撃場のこれ以上の使用は容認できるものではない。

よって、うるま市議会は漁業従事者の生命・財産を守り、県民の安全且つ平穏な生活を守るため、さらには本県の漁業及び観光振興を図るため下記事項について速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1．鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を早期に返還すること。
- 2．鳥島射爆撃場のこれ以上の破壊を防ぐとともに不発弾の回収処理等原状回復を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月15日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣	外務大臣	防衛大臣	総務大臣
沖縄及び北方対策担当大臣	外務省沖縄担当大使	沖縄防衛局長	